

イノシシ防除事業を ご活用ください

林業振興課林業振興係
☎0824-73-1227



市は、本年度も有害鳥獣(イノシシ)防除事業を実施しています。

地域で取り組むこともできます。詳しくはご相談ください。

申請手続き

10月31日(月)までに印鑑・資材購入領収証設置状況写真を用意し、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口で申請してください。

補助対象者

イノシシによる農作物被害の防止のため、有害鳥獣防除事業を実施しようとする個人または地域。

補助概要

補助対象資材	補助率および金額
電気牧柵 トタン柵 ネット フェンス	<p>原材料費の1/2以内または60,000円のどちらか低い額(同一年度1世帯当たり60,000円を限度)。</p> <p>地域で取り組む場合、原材料費の1/2以内または地域の世帯数×60,000円のどちらか低い額(同一年度地域の世帯数×60,000円が限度)。</p> <p>経営面積が2.6^{ha}以上の大規模農家は、同一年度1世帯当たり120,000円が限度。</p>
捕獲柵	<p>購入に要する経費の1/2以内、1基当たり80,000円が限度(同一年度個人の場合1基まで、地域の場合3基までが限度)。</p>

補助金の支払い

申請書の審査・現地検査後、指定の口座へ振り込みます。

注意点

- 4月以降に購入・設置を行ったものが対象です。
- 電気牧柵・トタン柵・ネット・フェンスなどの防除柵の設置は、ガードレールなどの公共物に影響を与えたり、人の迷惑にならないよう細心の注意を払います。

●捕獲柵によるイノシシの捕獲許可を受けるには、わな猟の狩猟免許が必要です。

※各農業共済組合にも水稲共済加入者を対象とした同様の補助事業があります。詳しくは、県北部農業共済組合(☎0824-661311)、県東部農業共済組合(☎0847-623230)にお問い合わせください。

※申請用紙はJA庄原各営農センターにもあります。

問い合わせ

林業振興課林業振興係

☎0824-73-1227

または

各支所地域振興室・産業建設室